平成２９年（フ）第３５５６号
大阪市東住吉区西今川２丁目14番５号
債務者　本間　亜子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６３３号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番４―1102号
債務者　大石　　薫
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６７５号
大阪市淀川区木川東４丁目７番23―616号
債務者　森　　貴子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６８９号
大阪市此花区酉島１丁目２番15―806号
債務者　大河内幸子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３号
和歌山県新宮市王子町２丁目５番17号　王子団地　39年棟３Ｆ17号
債務者　坪井　秀夫
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１０７号
香川県丸亀市綾歌町岡田下157番地
債務者　篠**原**由加利（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８３号
香川県東かがわ市松原660番地３
債務者　**那**須　美清
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７７号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10011番地
債務者　杉谷　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１９２号
長崎県長崎市赤迫１丁目９番20号　赤迫ハイツ105
債務者　浪口　紗綾
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
長崎県大村市松山町618番地１　エミネント松山Ａ201、旧住所長崎県諫早市森山町田尻1904番地24
債務者　大﨑　増己
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
長崎県大村市池田２丁目619番地11
債務者　加藤さやか
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
大分県日田市大字三和3132番地１
債務者　大力　登子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第３６号
岩手県一関市大東町摺沢字観音堂31番地３
債務者　青柳　一郎
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第４０号
岩手県大船渡市三陸町綾里字清水54番地４　市営住宅清水アパート306号
債務者　舘脇真由美
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第９３号
山形市白山３丁目８番10号　岡崎アパート３号
債務者　山崎　　瞳
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０５号
山形県尾花沢市新町２丁目６番50号
債務者　木内紀美子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
松江市西持田町1443番地28
債務者　平本　安雄
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号
島根県出雲市佐田町大呂660番地１
債務者　吉田　　肇
1　決定年月日時　平成29年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
松江地方裁判所出雲支部